

1. 設置者に関する情報

設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先

①設置者の名称

法人名 学校法人 古沢学園

②主たる事務所の所在地並びに連絡先

所在地 〒730-0811 広島県広島市中区中島町 9 番 11 号 TEL082-247-3700

2. 養成施設に関する情報

①名称、住所及び連絡先

学校名 専門学校福祉リソースカレッジ広島
介護福祉士科（2年）

所在地 〒735-0007
広島県安芸郡府中町石井城 1 丁目 10-15

連絡先 TEL082-288-8804
FAX082-283-6526
E-mail : fukusi@furusawa.com

②代表者の氏名 校長 山口 浩二

③設置年月日 平成 7 年 4 月 1 日

④種類等 指定規則第 7 条 1 項の養成施設（昼間課程）

⑤定員 40 名

⑥学則 別紙 1

⑦施設設備の概要 別紙 2

⑧関係図書蔵書数 専門図書冊数 1,682 冊 学術雑誌 11 冊

3. 養成課程に関する情報

①養成課程の教育課程表 別紙 3

②入学までの流れ HP 参照

③費用 HP 参照

④科目別担当教員、教員紹介 HP 参照

⑤使用する教材 別紙 4

⑥介護実習施設等の名称、住所及び事業内容 別紙 5

⑦介護実習の特徴 別紙 6

4. 実績に関する情報

①卒業者延べ人数 686 名（平成 29 年 3 月末）

②卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数、進学先の学校種別及び進学数） 別紙 7

専門学校 福祉リソースカレッジ広島 学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法並びに社会福祉及び介護福祉士法に従い、介護福祉士資格を取得させ、もって社会福祉及び文化教養の増進に寄与する人材を育成するための専門的教育を行う事を目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 福祉リソースカレッジ広島 という。

(位 置)

第 3 条 本校は、広島県安芸郡府中町石井城 1 丁目 1 0 番 1 5 号に置く。

第 2 章 課程、学科、修業
年限及び定員等

(課 程 等)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	性 別	昼夜別	修業年限	学年定員	総 定 員	学級数
教育・ 社会福祉 専門課程	介護福祉士科	男・女	昼	2年	40人	80人	2

第 3 章 学年、学期 及び休業日

(学 年)

第 5 条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 6 条 本校の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日 から 9月30日まで

後 期 10月1日 から 3月31日まで

(休 業 日)

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 土曜日（補講に当てる場合がある）
 - (4) 夏季休業日 7月20日 から 8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月26日 から 1月10日まで
 - (6) 春季休業日 3月29日 から 4月10日まで
2. ただし、校長が必要と認めた場合には、休業日を変更することができる。

第 4 章 入学、退学、転学 及び休学等

(入 学 資 格)

第 8 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

教育・社会福祉専門課程 介 護 福 祉 士 科

上記の学科の入学資格は、高等学校を卒業した者又は、それと同等以上の学力があると認められる者。

(転入学及び編入学)

第 9 条 転入学及び編入学は、原則として認めない。但し、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が入学を適当と認めた者はこの限りではない。

(入 学 許 可)

第 10 条 入学を希望する者には、学力検査を行い入学を許可する。

(出 願 手 続)

第 11 条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入 学 手 続)

第 12 条 入学の許可を受けた者は、すみやかに所定の書類に入学金及び授業料等を添えて手続をとらなければならない。

2. 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(退学及び転学)

第 13 条 退学又は、転学しようとする者は、その事由を明らかにして校長の承認を得なければならない。

(休学及び復学)

第 14 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、休学しようとする場合は、診断書その他の事由を明らかにする書類をそえ、校長の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定により、休学中の者が復学しようとするときは、その事情を明らかにして届け出なければならない。

第 5 章 授業科目、授業時数 学習の評価及び卒業等

(授業科目及び授業時数)

第 15 条 本校の授業科目及び授業時数は別表 1 のとおりとする。

(始業及び終業の時刻)

第 16 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

教育・社会福祉専門課程 介護福祉士科

上記の学科は、午前 9 時 25 分から午後 4 時 35 分までとする。

(学習の評価及び卒業)

第 17 条 本校所定の課程を修了した者には、卒業試験（前・後期試験）等による学習評価のうえ卒業証書を授与する。

2. 介護実習の出席時間数が本校所定の時間数の 5 分の 4 に満たない者については、当該科目の履修認定をしないこととする。

3. 各科目（介護実習を除く）の出席時間数が本校所定の時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修認定をしないこととする。

4. 卒業予定者には、日本介護福祉士養成施設協会の共通試験を実施する。

(称号の授与)

第 17 条の 2 第 17 条により、次の課程及び学科を修了した者には、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。（ただし、文部科学省より官報告示のあった学科のみとする。）

教育・社会福祉専門課程 介護福祉士科

(聴 講 制 度)

第 18 条 校長が他校の講座の聴講の必要性を認めた場合は他校の講座の聴講生となる
ことができる。その場合の受講単位を認めるものとする。又、他校又は個人資
格での聴講生の希望がある場合は校長が認めた場合は本校の聴講生になること
ができる。

第 6 章 教職員組織

第 19 条 本校に、次の教職員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 校 長 | 1 名 |
| (2) 教 員 | 3 名以上 |
| (3) 講 師 | 2 名以上 |
| (4) 事務職員 | 1 名 |
| (5) 校 医 | 1 名 |

2. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

第 7 章 授業料、入学金、 入学検定料その他の納付金

(授業料等)

第 20 条 授業料、入学金、入学検定料その他の納付金は、別表 2 のとおりとする。

(納 入)

第 21 条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日まで
に納入しなければならない。

2 第 14 条に基づき、休学を認められた者の休学期間に相当する学期の授業
料、実習費、施設・設備費はこれを徴収しない。但し、休学期間に相当す
る学期の在籍料を納入しなければならない。

3 前項に定める在籍料は半期につき 15,000 円、1 年間につき 30,000 円と
する。

(滞 納)

第 22 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料等を3ヵ月以上滞納し、納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(既納の入学検定料、入学金及び授業料等)

第 23 条 この学則に基づいて納付された入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、原則として返還しない。但し、一般入学試験（専願又は推薦入学試験等これに類する入学試験を除く）により、本校第 12 条第 1 項の入学手続を完了した者が、入学前年度 3 月 31 日までに入学辞退を申出た時は、入学検定料並びに入学金を除いた授業料及びその他の納付金を返還する。

第 8 章 賞 罰

(褒 賞)

第 24 条 学生がその成績、性行とも優れ、他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲 戒 処 分)

第 25 条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、懲戒処分を行うことがある。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他、学生としての本分に著しく反した者

第 9 章 雑 則

(付 帯 事 業)

第 26 条 本校の付帯事業は次のとおり福祉に関連する教育を行うこととする。

科 名	修業期間	授業時数	学年定員	備 考
介護福祉士実務者研修 通学課程	6ヶ月	面接授業 450時間	40人	【対象地域】 広島県、山口県、岡山県、 島根県、鳥取県
介護福祉士実務者研修 通信課程	6ヶ月	面接授業 52.5時間	40人	【対象地域】 広島県、山口県、岡山県、 島根県、鳥取県
		印刷教材による授業 405時間		

2 付帯事業についてのその他必要な事項は別に定める。

(健 康 診 断)

第 27 条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(施 行 細 則)

第 28 条 この学則の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

但し、新学則の規定は、平成26年度入学生から適用し、この学則の施行の際現に在籍する生徒については旧学則の規定を適用する。

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、新学則の規定は、平成 29 年度入学生から適用し、この学則の施行の際現に在籍する生徒については旧学則の規定を適用する。

別 表 2

入学検定料、入学金、授業料、その他の納付金

区 分	入学検定料	入 学 金	授 業 料	実 習 費
介護福祉士科	15,000	100,000	740,000	60,000

付帯事業

科 名	入学検定料	入 学 金	受 講 料	施設・設備費
介護福祉士実務者研修 通学課程 (無資格者)	10,000	25,000	300,000	30,000
介護福祉士実務者研修 通学課程 (訪問介護員2級研修修了者)	5,000	20,000	219,400	20,000
介護福祉士実務者研修 通学課程 (訪問介護員1級研修修了者)	2,000	10,000	79,900	5,000
介護福祉士実務者研修 通学課程 (介護職員初任者研修修了者)	5,000	20,000	219,400	20,000
介護福祉士実務者研修 通学課程 (介護職員基礎研修修了者)	2,000	10,000	52,000	3,000
介護福祉士実務者研修 通信課程 (無資格者)	5,000	10,000	160,000	—
介護福祉士実務者研修 通信課程 (訪問介護員2級研修修了者)	5,000	10,000	120,000	—
介護福祉士実務者研修 通信課程 (訪問介護員1級研修修了者)	5,000	10,000	50,000	—
介護福祉士実務者研修 通信課程 (介護職員初任者研修修了者)	5,000	10,000	120,000	—
介護福祉士実務者研修 通信課程 (介護職員基礎研修修了者)	5,000	—	20,000	—

施設設備の概要

建物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)
		土地		1,135.22 m ²			m ²
建物延面積 2,471.75 m ²	第1教室	66.75 m ²			介護実習室	102 m ²	
	第2教室	66.23 m ²			和室	8 畳	
	第3教室	66.23 m ²			入浴実習室	69.47 m ²	
	第4教室	69.47 m ²			家政実習室	69.47 m ²	
教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形		2 体	視聴覚機器		2 器	
	人体骨格模型		1 体	障害者用調理器具・食器類		8 台	
	成人用ベッド		9 床	和式布団一式		1 式	
	移動用リフト		1 台	吸引装置一式		1 式	
	スライディングボード・マット		1 台	経管栄養用具一式		1 式	
	車いす		11 台	処置台又はワゴン		6 台	
	簡易浴槽		2 槽	吸引訓練モデル		1 体	
	ストレッチャー		4 個	経管栄養訓練モデル		1 体	
	排せつ用具		26 個	心肺蘇生訓練用器材一式		2 式	
	歩行補助つえ		25 本	人体解剖模型		1 体	
盲人安全つえ		26 本					

養成課程の教育課程表

介護福祉士科

領域	教育内容	教育科目	指定時間数	単位数	1年		2年		合計
					前期	後期	前期	後期	
基礎科目	—	保健体育(演習)	—	1				30	30
		進路演習(演習)		4	30	30	30	30	120
		福祉住環境(演習)		1		30			30
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立(講義)	30	2	30				30
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション(演習)	30	1	30				30
	社会の理解	社会の理解Ⅰ(講義)	60	2			30		30
		社会の理解Ⅱ(講義)		2			30		30
	人間と社会に関する選択科目	情報処理(演習)	120	1			30		30
		レクリエーション理論(講義)		2		30			30
		レクリエーション実技(演習)		1			30		30
ボランティア活動(演習)		1		30				30	
介護	介護の基本	介護の基本A(講義)	180	4	30	30			60
		介護の基本B(講義)		2	30				30
		介護の基本C(講義)		2		30			30
		介護の基本D(演習)		1			30		30
		介護の基本E(講義)		2				30	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術A(演習)	60	1	30				30
		コミュニケーション技術B(演習)		2	30	30			60
	生活支援技術	生活支援技術A(演習)	300	1	30				30
		生活支援技術B(演習)		1	30				30
		生活支援技術C(演習)		2	30	30			60
		生活支援技術D(演習)		2	30	30			60
		生活支援技術E(演習)		1		30			30
		生活支援技術F(演習)		2		30	30		60
		生活支援技術G(演習)		1				30	
	介護過程	介護過程Ⅰ(演習)	150	1	30				30
		介護過程Ⅱ(演習)		1		30			30
		介護過程Ⅲ(演習)		2			60		60
		介護過程Ⅳ(演習)		1				30	30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ(演習)	120	1	30				30
		介護総合演習Ⅱ(演習)		1		30			30
介護総合演習Ⅲ(演習)		1				30		30	
介護総合演習Ⅳ(演習)		1					30	30	
介護実習	介護実習Ⅰ-1(実習)	450	2	90				90	
	介護実習Ⅰ-2(実習)		2		90			90	
	介護実習Ⅱ(実習)		6			135	135	270	
ところからのしく	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ(講義)	60	2	30				30
		発達と老化の理解Ⅱ(演習)		1			30		30
	認知症の理解	認知症の理解A(講義)	60	2			30		30
		認知症の理解B(講義)		2				30	30
	障害の理解	障害の理解Ⅰ(講義)	60	2		30			30
		障害の理解Ⅱ(講義)		2			30		30
	ところからのしく	ところからのしくみⅠ(講義)	120	4	30	30			60
		ところからのしくみⅡ(講義)		2			30		30
		ところからのしくみⅢ(講義)		2				30	30
医療的ケア	医療的ケア(講義)	50	4		70			70	
	医療的ケア(演習)	—	1			30		30	
特別科目	—	特別活動A(演習)	—	2	15	15	15	15	60
		特別活動B(演習)		2	20	10	20	10	60
		H.R.活動(演習)		4	30	30	30	30	120
		試験対策(演習)		2			10	60	70
		福祉研究(演習)		2				60	60
		合計		1,850	97	635	635	630	580

使用する教材

中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	1	人間の理解
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	2	社会の制度の理解
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	3	介護の基本Ⅰ
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	4	介護の基本Ⅱ
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	5	コミュニケーション技術
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	6	生活支援技術Ⅰ
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	7	生活支援技術Ⅱ
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	8	生活支援技術Ⅲ
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	9	介護過程
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	10	介護総合演習・介護実習
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	11	発達と老化の理解
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	12	認知症の理解
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	13	障害の理解
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	14	こころとからだのしくみ
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	15	医療的ケア
中央法規出版	『新・介護福祉士養成講座』	16	資料編

福祉住環境コーディネーター検定試験3級公式テキスト

日本レクリエーション協会 『レクリエーション支援の基礎』

『生きがい情報士養成テキスト』

『点字の演習』

一般財団法人全日本ろうあ連盟 『聴さんと学ぼう』

ウィネット 『Excel 2010 クイックマスター基本編』

介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

法人名称	施設種	施設名	郵便番号	位置
社会福祉法人 慈楽福祉会	特別養護老人ホーム	瀬野川ホーム	739-0323	広島県広島市安芸区中野東2-34-1
社会福祉法人 三篠会	特別養護老人ホーム	ひうな荘	734-0031	広島県広島市南区日宇那町30-1
社会福祉法人 三篠会	特別養護老人ホーム	あすらや荘	724-0701	広島県呉市郷原町2380
社会福祉法人 愛栄会	特別養護老人ホーム	延寿荘	737-0113	広島県呉市広町字中横路2445
社会福祉法人 呉同済義会	特別養護老人ホーム	温養院	737-0935	広島県呉市焼山中央6-6-13
社会福祉法人 くすの木会	特別養護老人ホーム	くすの木苑	733-0024	広島県広島市西区福島町2-33-30
公益財団法人 広島原爆被爆者援護事業団	広島原爆養護ホーム	倉掛のぞみ園	739-1743	広島県広島市安佐北区倉掛3-50-1
社会福祉法人 広島光明学園	特別養護老人ホーム	高陽荘	739-1751	広島県広島市安佐北区深川8-36-7
社会福祉法人 天寿会	特別養護老人ホーム	後楽荘	737-0907	広島県呉市焼山町字打田623
社会福祉法人 石川福祉会	特別養護老人ホーム	桜が丘保養園	739-0041	広島県東広島市西条町寺家5976
社会福祉法人 芸北福祉会	特別養護老人ホーム	寿光園	731-3500	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀821
社会福祉法人 呉同済義会	特別養護老人ホーム	常楽園	737-0012	広島県呉市警固屋9-1-1
社会福祉法人 成城会	特別養護老人ホーム	誠和園	731-4200	広島県安芸郡熊野町7790
社会福祉法人 かつぎ会	特別養護老人ホーム	谷和の里	731-0236	広島県広島市安佐北区可部町綾ヶ谷2175
社会福祉法人 F I G福祉会	特別養護老人ホーム	チェリーゴード	735-0014	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘20-2
社会福祉法人 広島県同胞援護財団	特別養護老人ホーム	千歳園	733-0853	広島県広島市西区山田新町2-7-2
社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会	障害者支援施設	ときわ台ホーム	739-0151	広島県東広島市八本松町原5946-7
社会福祉法人 本城福祉会	特別養護老人ホーム	榎ノ木荘	737-0922	広島県呉市栲原町中倉150-2
社会福祉法人 広島常光福祉会	特別養護老人ホーム	ふくだの里	732-0029	広島県広島市東区福田5-1165-3
社会福祉法人 古家真会	特別養護老人ホーム	蓬萊園	732-0043	広島県広島市東区東山町1-9
社会福祉法人 あさ	特別養護老人ホーム	みくに	739-1700	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字日ノ浦3240
社会福祉法人 広島県同胞援護財団	特別養護老人ホーム	緑ヶ丘静養園	731-0221	広島県広島市安佐北区可部6-9-14
社会福祉法人 広島良城会	特別養護老人ホーム	友愛園	731-0100	広島県広島市安佐南区伴東2-30-11
社会福祉法人 三篠会	特別養護老人ホーム	ゆたか園	739-1700	広島県広島市安佐北区小河原1281
社会福祉法人 和楽会	特別養護老人ホーム	和楽荘	731-0100	広島県広島市安佐南区伴西5-1432-1
社会福祉法人 三篠会	老人保健施設	ひうな荘	734-0031	広島県広島市南区日宇那町30-1
社会福祉法人 三篠会	特別養護老人ホーム	三篠園	739-1700	広島県広島市安佐北区白木町大字井原1244
社会福祉法人 はばたきの里	特別養護老人ホーム	第二いこいの園	733-0815	広島県広島市西区己斐上5-847-1
社会福祉法人 広島県福祉事業団	広島県立障害者リハビリテーションセンター 障害者支援施設	あけぼの	739-0151	広島県東広島市西条町大字田口295-3
社会福祉法人 府中町社会福祉協議会	府中町ホームヘルプセンター	ふれあい	735-0023	広島県安芸郡府中町浜田本町5-25
社会福祉法人 F I G福祉会	老人保健施設	チェリーゴード	735-0014	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘20-18
医療法人社団 あと会	介護老人保健施設	ふかわ・くにくさ	739-1752	広島県広島市安佐北区上深川町186-1
社会福祉法人 広島県常光福祉会	介護老人保健施設	スカイバード	732-0036	広島県広島市東区福田町3198
社会福祉法人 みどり会	特別養護老人ホーム	府中みどり園	735-0013	広島県安芸郡府中町浜田1-6-7

介護実習の特徴

1. 介護実習の目的

- (1) 介護チームにおける介護福祉士の役割を学び、学習した知識・技術を実践に応用できる能力を養う。
- (2) 利用者が求める（利用者本位）介護ニーズを理解できる能力を養う。

2. 介護実習目標

- (1) 日常生活の援助を中心とした介護技術を学ぶ。
- (2) 介護チームの一員としての役割を理解する。
- (3) 施設実習、居宅実習での他職種との連携方法を学ぶ。
- (4) 利用者の生活を理解する。
- (5) 利用者の日常生活援助から、問題点と、解決方法の過程を理解する。
- (6) 施設の運営や、在宅介護との連携を学ぶ。

3. 介護実習期間・時間（計 450 時間）

- (1) 1 年次（180 時間）

- ①介護実習 I - 1（前期） 2 週間・90 時間
- ②介護実習 I - 2（後期） 2 週間・90 時間

※原則、1 日の実習時間は 8 時間として、土曜日は 5 時間とする。

- (2) 2 年次（270 時間）

- ①介護実習 II（前期） 3 週間・135 時間
- ②介護実習 II（後期） 3 週間・135 時間

※原則、1 日の実習時間は 8 時間として、土曜日は 5 時間とする。

4. 介護実習内容（科目別）

- (1) 介護実習 I - 1（前期）（2 週間・90 時間）

《達成課題》

- ①施設の機能（概要，特徴など）を理解し，施設で働く専門職，その他の職種の役割と介護職との連携について学ぶ。
 - ②オリエンテーションで知り得た内容を理解する。
 - ③介護福祉サービス利用者との人間的ふれあいを通じて，介護福祉サービス利用者のニーズと介護機能ならびに施設職員の一般的役割について理解する。
- (2) 介護実習Ⅰ－2（後期）（2週間・90時間）
- 《達成課題》
- ①基本的な介護技術を安全に実践することができる。
 - ②実習施設の概要，特徴などを理解し，そこで働く専門職，その他の役割と介護職との連携について理解する。
 - ③利用者の情報を収集して，アセスメントをおこなう。
- (3) 介護実習Ⅱ（前期）（3週間・135時間）
- 《達成課題》
- ①生活障害を有する高齢者または，障害者の施設を実習して，障害を持つ利用者の状況に応じて求められる介護技術の適切な使い方について学ぶ。
 - ②医療，看護との関連で独自の判断で行ってはならないことと連携方法について学ぶ。
 - ③施設運営プログラムに参加し，介護全般について理解すると同時に個別介護計画や記録の方法について学ぶ。
 - ④チームの一員として介護を遂行できる能力を養う。
- (4) 介護実習Ⅱ（後期）（3週間・135時間）
- 《達成課題》
- ①障害をもつ利用者の状況に応じて求められる介護技術について学ぶ。
 - ②医療，看護との関連で独自の判断で行ってはならない業務と連携方法について学ぶ。
 - ③総合的介護実習の中で，介護活動を実施し，自己の介護観を深めるとともに，自己育成に努める。

5. 介護実習評価方法

(1) 実習施設評価

実習指導者は，態度，実技，服装，記録を評価する。

(2) 学校での評価

- ① 実習記録
- ② 実習巡回指導

- ③ 実習指導者との評価
- ④ グループ討議
- ⑤ 実習評価表

(3) 科目実習評価は、施設評価点，学校評価点の平均値を参考に評価する。

評価基準	評点	科目評価
5	(80点以上)	優
4	(79～70点)	良
3	(69～60点)	可
2	(59～50点)	不可
1	(49点以下)	不可

卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数、進学先の学校種別及び進学数）

○就職先種別

就職先種別	就職人数
介護老人福祉施設	11
介護老人保健施設	0
医療機関	2
自立支援施設（知的・身体・精神）	0
有料老人ホーム・福祉関連企業	2
居宅サービス関連事業（訪問介護・入浴・グループホーム・デイサービスなど）	1
児童福祉施設	0
社会福祉協議会・福祉事務所・公務員	0
保護施設（救護など）	0
その他（福祉分野以外）	0
合計	16

○進学者数

	福祉系	医療系	その他の分野
大学院・大学	0	0	0
短大・専門学校	0	0	0
合計	0	0	0

平成28年度実績